

委員会提出第 2 号議案

UR賃貸住宅を公共住宅として継続し、居住者の居住の安定を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成24年3月28日

提出者 厚生経済委員会委員長 奈良崎 久 和

UR賃貸住宅を公共住宅として継続し、居住者の居住の安定を求める意見書

内閣は今年1月20日、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」を閣議決定した。この中では、約76万戸の賃貸住宅を経営・管理する都市再生機構について、内閣府に設置された有識者による検討の場で「業務の見直し、分割・再編、スリム化」を検討し、今年度中に方向性の結論を得ること、UR賃貸住宅については、「居住者の居住の安定の維持等の必要性を十分踏まえ…会社化の可能な部分について全額政府出資の特殊会社化を検討し、平成24年夏までに結論を得る」としている。

UR賃貸住宅は、もともと日本住宅公団として出発し、統廃合を三度繰り返して、2004年から独立行政法人都市再生機構となっている。その間、絶えず「行政改革」の目玉となり、民営化の嵐にさらされてきたが、半世紀以上にわたり継続されてきたかけがえのない公共住宅である。

UR賃貸住宅の居住者は、これからも長くUR賃貸住宅・公共住宅に住み続けたいと考える者が多いことが明らかになっている。夏祭りや防災活動等にも取り組んでおり、高齢者世帯の定住の場であるとともに、次世代を担う子育て世帯にとっても、安心・安全な居住の場となると考える。

よって、府中市議会は、政府に対し、UR賃貸住宅居住者の居住の安定を求め、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 UR賃貸住宅は公共住宅として住宅政策、まちづくり、防災計画等に積極的な役割を担っており、特殊会社化せず政府が直接関与する公共住宅として継続させること
 - 2 UR賃貸住宅が「住宅セーフティネット」として位置づけられていることと、これまでの国会附帯決議等を十分踏まえて、居住者の居住の安定策を推進すること
 - 3 公共住宅の役割を明確にするとともに、民間・公共住宅の別なく最低限度の居住保障に関する住宅政策を確立すること
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月28日

議 長 名

(あて先) 内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣、行政刷新担当大臣